

札幌市工事等入札結果内部調査委員会設置要綱

平成 21 年 9 月 17 日 財政局 理事 決裁

平成 23 年 3 月 25 日 一 部 改 正

(目的)

第 1 条 札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により発注する工事等の入札の結果において、札幌市工事等入札結果調査要領（平成 21 年 9 月 17 日 財政局 理事 決裁）第 4 条第 2 項の規定により、入札結果の調査を取り扱うことを目的として、札幌市工事等入札結果内部調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第 2 条 委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 管財部長
- (2) 行政部長
- (3) 工事契約担当課長
- (4) 札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱（平成 21 年 3 月 25 日 副市長 決裁）第 2 条に規定する委員

2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めた場合は、委員長が指名する者を委員とすることができる。

(委員長)

第 3 条 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括するものとし、管財部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。ただし、事故その他の理由により委員長が指名することができないときは、この限りでない。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(事情聴取等)

第 5 条 委員会は、入札参加者、工事等担当部その他必要と認められる者に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政局管財部契約管理課で行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。